

2022 年 2 月 22 日

各 位

会社名	サイボウズ株式会社
本店所在地	東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
代表者の役職氏名	代表取締役社長 青野 慶久 (コード番号 4 7 7 6 東証第一部)
問い合わせ先	I R 担当 電話番号 0 3 - 6 6 7 1 - 9 5 2 5

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、定款の一部変更を2022年3月26日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、上場会社が株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められております。当社といたしましても、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できる、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化につながる、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するなどのメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。なお、当社は、既に、上記経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更または削除部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第11条 (条文省略)	第1条～第11条 (現行どおり)
【招集時期】 第12条 (条文省略) (新設)	【招集】 第12条 (現行どおり) ② <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第13条、第14条 (条文省略)	第13条、第14条 (現行どおり)
【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	【電子提供措置等】 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第42条 (条文省略)	第16条～第42条 (現行どおり)
(新設)	【附則】 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年3月26日

定款変更の効力発生予定日 2022年3月26日

以上